

## 総務委員会会議録

日時 平成30年3月9日(金) 開会時間 午後1時00分  
閉会時間 午後5時25分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 遠藤 浩  
副委員長 宮本 秀憲  
委員 臼井 成夫 鈴木 幹夫 大柴 邦彦 早川 浩  
卯月 政人 清水喜美男 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 鈴木 康之 防災局長 茂手木 正人 会計管理者 布施 智樹  
人事委員会委員長 小俣 二也 代表監査委員 佐藤 佳臣  
選挙管理委員会委員長 中込 まさ彦  
総務部理事 三富 学 総務部次長(防災局次長兼職) 笹本 稔  
総務部次長(人事課長事務取扱) 中澤 宏樹  
職員厚生課長 秋山 晶子 財政課長 泉 智徳 税務課長 保坂 陽一  
財産管理課長 渡辺 真太郎 行政経営管理課長 上野 良人  
市町村課長 長田 公 情報政策課長 渡邊 雅人  
防災危機管理課長 小澤 祐樹 消防保安課長 内藤 卓也  
出納局次長(会計課長事務取扱) 中野 修 管理課長 宮阪 佳彦  
工事検査課長 杉沢 富夫  
人事委員会事務局長 古屋 金正 人事委員会事務局次長 石原 洋人  
監査委員事務局長 末木 鋼治 監査委員事務局次長 内田 不二夫  
議会事務局次長(総務課長事務取扱) 保坂 芳輝

議題 (付託案件)

- 第 1号 山梨県防災基本条例制定の件
- 第 2号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第 4号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等中改正の件
- 第 5号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第 6号 山梨県消防法関係手数料条例等中改正の件
- 第38号 包括外部監査契約締結の件

(調査依頼案件)

- 第21号 平成30年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用
- 第23号 平成30年度山梨県災害救助基金特別会計予算
- 第27号 平成30年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第28号 平成30年度山梨県県税証紙特別会計予算

第29号 平成30年度山梨県集中管理特別会計予算

第33号 平成30年度山梨県公債管理特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 午後1時00分から午後5時25分まで、途中、午後3時01分から午後3時21分まで休憩をはさみ、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係について審査を行った。

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員会関係

※第21号 平成30年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

(公債諸費繰出金について)

宮本副委員長 総12の公債諸費繰出金の約1億2,100万円なんですけれども、これは県債発行に係る各種手数料相当額等と書いてあるんですけれども、県債を発行するために金融機関に払うべくした手数料という認識でよろしいでしょうか。

泉財政課長 今御指摘のとおりでございます、事務取扱手数料というものが、銀行をはじめとする金融機関のほうに支払うものがあるという形で、例えば投資家に販売をしていただく、最終的には投資家から資金を集めるに当たっては、銀行などにおいても当然事務が発生するというところでございまして、そういったものに関する費用とお考えいただければと思っております。

宮本副委員長 よくわかりました。ありがとうございます。

(ネットワーク運用管理費について)

総39ページのネットワーク運用管理費6億1,000万円のうちの5番目の一人一台パソコン運用管理というのがあるんですけれども、3億4,000万円ですね。これは今、一人一台になっている状態で、一人一台に今後していこうというので3億4,000万円積んでいるのか、それとも、先ほどおっしゃった運用なのか、それを教えていただければと思います。

渡邊情報政策課長 既にもう職員には一人一台体制でパソコンを配付しております。それにかかわるリース料とパソコンの修繕費、それから、ファイルサーバー、パソコンのハードディスクを共用で使うような大きなディスク、そういったもろもろの経費がこの中に含まれております。

宮本副委員長 その上の4のグループウェア運用管理ってあるんですけれども、グループウェアは、どういうソフトウェアを使ってグループワークをする予定ですか。

渡邊情報政策課長 グループウェアといいますのは、職員が朝来て最初に立ち上げるシステムでございまして、その中には電子メールや、スケジュールを職員で共有するためのもの、共通の様式をおさめておく文書キャビネット、あるいは会議室の予約や公用車の予約ができるシステム、それと、財務会計システムとか文書管理システムのポータルサイトのような入り口になっているシステムでございます。

宮本副委員長 クラウド上で同時にワークできるというものではないということによろしいんですね。

渡邊情報政策課長 クラウド上というよりも、このシステム上で職員が共有するというふうに理解してございます。

(銃砲火薬類取締費について)

宮本副委員長 次に、防9の銃砲火薬類取締費についてですが、銃とかを消防で使うものですか。

内藤消防保安課長 消防業務で使うものではなく、猟銃等一般の方が使うものの、要は、販売者などが火薬等を貯蔵している、販売等している者に対する検査などを行っているということでございます。

(財政調整基金積立金について)

宮本副委員長 次に、出3の財政調整基金積立金の855万1,000円の考え方を教えてほしいんです。先ほどたしかこの額がキャピタルゲインというか、運用益だと聞いたんですけれども、特別会計で運用益が出てきたものは1回収入として一般会計に繰り入れられて、それを一般会計から再び特別会計に戻すためにここで支出しているという考え方でよろしいですか。

中野出納局次長(会計課長事務取扱) 財政調整基金は、預金で運用をしております。この855万円余というのは、来年度の1年間の見込みの利息の額ということになります。それを一般会計に出しまして、そこから財政調整基金のほうへ積むような形になります。

宮本副委員長 もう1回教えていただけますか。このお金は、出だから、支出じゃないですか。一般会計から支出しているということは、要するに、運用したお金が、特別会計である調整基金積立金のキャピタルゲインが収入として、入りとして一般会計に組み入れられたものを再び支出するという認識でよろしいんですか。

中野出納局次長(会計課長事務取扱) はい、そのとおりでございます。

(地域防災力強化推進事業費について)

宮本副委員長 最後に防3ページのマル新の地域防災力強化推進事業費582万9,000円についてお伺いしたいんですが、ここに書いてありますように、地域防災力を強化するため、本県の災害特性を踏まえた自発的な取り組みを推進するとあるんですが、まずこの自発的な取り組みというのは住民に自発的な取り組みを促すということだと認識したんですが、どういうふうに自発的に取り組ませるのでしょうか。

小澤防災危機管理課長　ここで言うております自発的な取り組みにつきましては、基本的には住民の皆様、自助ということになりますけれども、平常時においては、飲料水や食料の備蓄、あとは、建築物の耐震化などを行っていただくということとか、災害発生時には、身の安全の確保等を行っていただくといったことが自発的な取り組みということでございます。こういった取り組みが、基本的に東日本大震災などで再認識されているということがございますので、こういったものについて、我々としては今までも積極的に取り組みについて推進をしてきたわけですが、今回条例も制定するというこの中で、あわせて強力に推進していきたいということでございます。

宮本副委員長　防災のはやりの自助・共助・公助の考え方だと思うんですけども、自助ということで、多分県民の皆さんの意識を啓発、防災が大事だということをも多分啓発していかなきゃいけないと思います。事業内容にシンポジウムの開催というのがあります、こういったことで啓発していくのかなと勝手に拝察する次第ですが、これは具体的にどういう内容で、いつぐらいに何回ぐらい、どのように開催していくのか伺います。

小澤防災危機管理課長　シンポジウムにつきましては、今回上程してあります条例の中でも防災月間を設けるとしてありますので、シンポジウムについては防災月間の中で、11月でございますけれども、開催をしたいと考えております。

また、シンポジウムの内容でございますけれども、基本的には自助・共助の取り組みやその課題、また山梨県の災害特性等を踏まえました講演会の実施、それとあわせて事例発表等を行っていきたくて思っております。具体的には、昨年11月に甲府市の市営団地で起きた火災がございまして、そこで高校生が高齢者・子供を救助したという共助の事例がございまして、そういった事例を紹介するなどしていきたいということでございます。あわせて、パネルディスカッション等を実施させていただく中で、平時の取り組みや、災害時にとるべき行動等について、パネリストと参加者とが一緒になって考えるような機会を設けたいと思っております。

宮本副委員長　ありがとうございます。シンポジウム、了解しました。

その下にある地区防災計画策定の支援、やまなし防災力向上テキストの作成、啓発映像の作成などあるんですが、この防災計画の策定というのは先日の一般質問で出たということで、テキストと映像ということですが、これはどういふものをどのように作成してやっていくのかお伺いしたいと思います。

小澤防災危機管理課長　防災テキストにつきましては、本県の災害のリスク、また平時からの防災に関する備えや、災害発生直後にとるべき具体的な行動などを掲載させていただきまして、一般用と小学生用の2種類をつくる予定でございます。また、啓発映像につきましては、これまで本県の災害の歴史、被害の状況等を中心に、災害の仕組みや特性、また災害が発生した場合の社会状況など、本県の被害想定データがございまして、そういったものと組み合わせる中で映像化していきたいと考えております。

宮本副委員長　小学校と一般用ということで、ちなみに、数とすれば、どれぐらい配布しますでしょうか。

小澤防災危機管理課長　まずテキストでございます。一般向けのものを5万5,000部ほど作

成したいと考えております。配布につきましては、中学校、高校、支援学校等、あとはイベント等で活用するというところでございます。あわせて、小学生向けのものも4万2,000部ほど作成したいと考えておまして、県内の全小学生に配布したいと考えております。

映像資料につきましては、30分程度を考えておまして、DVD1,000枚程度を小中高、市町村等に配布したいと考えております。

宮本副委員長 地域と学校ということで、個人的には私は小学校、中学校、高校でこういうビデオ、パンフレットを見せられて自分の心には全く響かなかったんです。すいません、素直に。私、国母地域に在住してまして、国母地区は結構防災に一生懸命取り組んでまして、多分こういった地域との連携というのは非常に重要になってくるのかなということを、私も自治会の役員でもありますので、そういうことも個人的にもやっていきたいと思うんですが、学校と一般ということで、テキストと映像を具体的にどう活用して、どのような工夫をすれば、自助の意識啓発につながるか最後に伺って質問を終わります。

小澤防災危機管理課長 テキストにつきましては、教育委員会と連携をさせていただきまして、各学校において社会科の授業とか学級活動、避難訓練等の事前学習等の場で活用させていただきたいと思っております。特に小学生向けにつきましては、委員おっしゃるとおり、配るだけではなかなか見ていただけないということもございますので、まず学校において、自宅の最寄りの避難先とか家族の連絡先などを書き込ませる、そういう作業をまず入れさせていただきたいと。それにあわせて、それを家に持ち帰りまして家族と完成をさせて、避難経路とか持ち出し品とか備品などについて話し合えるような形で、親しみやすいような、取り組みやすいような内容のテキストを作成したいと考えております。

啓発映像につきましては、我々が所管しております防災安全センター等、または県政出張講座、各地で行われる防災訓練等、そういう場を使いまして、テキスト同様普及啓発を図っていききたいと思っております。こういったことでできるだけ多くの県民の皆様方の県民意識の向上を図っていききたいということとあわせて、先ほどお話がありました自発的な取り組みが一層進むように取り組んでまいりたいと思っております。

(健康管理費について)

大柴委員 総9ページの健康管理費で聞きたいんですけども、前回の補正の委員会的时候に清水委員が、大分余った予算がありましたよねなんていう質問をしたんですけども、この8,863万円というのは、大体これ、何人分というか、全員ですか。

秋山職員厚生課長 人数につきましては、この間御説明したように、年齢ごとの職員の数から、その健診の対象となる職員の数をおおむね拾っております。

大柴委員 おおむね何人ですか。何%でもいいです。

秋山職員厚生課長 難しいです。

大柴委員 わかりました。どうであってもやっぱり健康のことですから、全員が受けるように指導するのが皆さんの仕事だと思いますので、予算を組むにもある程度その程度加味してやらないと私はおかしいなと思うんです。

この2番目の健康相談事業費等って1,169万円、健康相談ですよ。相談に1,000万円もかかるんですか。

秋山職員厚生課長 健康相談事業費ですが、相談事業だけでなく、ほかの事業もまざっておりますので、相談事業に関する予算は193万円ほどになります。

大柴委員 じゃ、あと何なんですか。

秋山職員厚生課長 あとは、衛生管理費の医者報酬や、蜂刺されの委託検診、ストレスチェック事業費などが入っており、まとめた金額が健康相談費の中に計上されております。

大柴委員 本当に健康のことですから、しっかりみんなでわかるようにしてあげないと、我々もわからない。もしかしたら受ける人たちもわからないかもしれませんので、せっかくこれだけ予算を組んでいるんですから、みんな健康のほうをしっかりと維持するように努力をしていただきたいと思います。

(東京オリンピック・パラリンピック受入態勢整備資金について)

総38のマル新の東京オリンピック・パラリンピック受入態勢整備資金の5億円。5億円ですので、この辺もうちょっと詳しく教えてもらえますか。

長田市町村課長 この件でございますが、特別会計ということでございまして、また後ほど説明をさせていただければと思います。

(南都留合同庁舎移転整備事業費について)

卯月委員 総26、南都留合同庁舎移転整備事業費で、3カ年計画の2年目ということですがけれども、現在の南都留合同庁舎には、御存じのとおり、パスポートの交付窓口や、県民生活センターの地方相談室が設置されておまして、特に富士東部地域の住民には深い関係があって、密着した機関と言えらと思います。このため、移転に当たっては現在の機能を維持しながら移転に備えなければいけないと思います。この点から何点か聞きたいんですけれども、まず移転先の交通のアクセスについて聞きたいと思います。今の場所は、駅からも比較的近くて、バイパスのすぐ脇だということで、非常に利便性が高いと思いますけれども、移転場所についてはどのような感じか、まずはお聞かせ願いたいと思います。

渡辺財産管理課長 新たな移転先につきましては、現在の合同庁舎の北側、直線距離にいたしまして200メートル程度のところに位置しております。自動車や路線バスによるアクセスでは、現在の合同庁舎と遜色ないものと考えております。また、北側に移転しますことで、富士急行線の駅、都留文科大学前駅でございますが、より近接することとなります。このため、鉄道利用者を含めて交通アクセスについてはさらに向上するものと考えております。

卯月委員 わかりました。

現在の庁舎は、敷地面積が1万平米、移転先は4,000平米だとお伺いしておりますけれども、敷地の効率的活用を基本として計画なり設計がされていると思います。地域柄、やはり何といたしても車での利用が多いのかなという感じがしますので、駐車場の整備については何より重要なのかなと感じます。こ

の点についてはどのような対策を考えられているか、お聞かせいただきたいと思います。

渡辺財産管理課長 現在の合庁の駐車可能台数でございますが、来庁者、公用車、それから、職員等の合計で203台がとめられることになっております。移転先におきましては、立体駐車場、これは1層2段でございますが、それらも整備いたしまして、庁舎敷地内に90台を確保する予定でございます。それから、これにあわせまして、都留の市有地を無償で貸しつけていただきまして、この台数、確保するのが120台と、合わせて210台ほど確保できる見込みでございます。現在の台数は確保できる見込みであるということでございます。

卯月委員 わかりました。現在の台数は確保できるということですがけれども、現在も混み合うときはどうなのかなという感じもしますので、その辺も検討しながら進めていただければと思います。

新庁舎においては、現在の庁舎の機能を維持しつつ、地中熱空調などの省エネ対策、またこころの発達総合支援センター、都留クリニック、こういったものの入居など新規機能もつけ加えて整備されるということでもありますけれども、ぜひ事業が順調に進捗することを願うものであります。計画では、現在の庁舎が完成した後、事務所を移転して都留市のほうに引き渡すということですがけれども、現在の庁舎については、都留文科大ではどんなことに活用していくのか、わかったらお聞かせいただきたいと思います。

渡辺財産管理課長 本年度から国際教育学科を新設するというので、現在の敷地が将来的に手狭になるということから、今回の合庁敷地の譲渡要望があったものでございます。引き渡し後の活用策につきましては、現在大学が、本年度中ということまで大学の整備計画を策定する予定でございます。現在まだそれが示されておりませんが、その中で具体の活用策が出てくると考えております。

卯月委員 わかりました。

(電源立地地域対策交付金について)

ちょっと質問変わります、確認というか聞きたいんですけども、総33。電気のことあまり詳しくないんですけども、電源立地地域対策交付金、こちらですけども、書いてあるとおりの意味合いのものだと思います。この交付先といいますか、金額等、確認できたらお聞かせいただきたいなと思います。

長田市町村課長 この対象は、昭和56年からこの交付金は始まっておりますけれども、最低額の保証440万円ということをもとに、現在14市町村で対象となっております。具体的には、甲府市、富士吉田市、甲州市、都留市、大月市、韮崎市、山梨市、市川三郷町、早川町、それから、すいません、順不同ですが、南アルプス市、北杜市、西桂町、忍野村、上野原市ということでございます。

内訳をそれぞれ申したほうがよろしゅうございますか。

卯月委員 金額ですか。

長田市町村課長 はい。

卯月委員 わかったら。言えるものであれば。わからなければ、後でもいいですよ。い

ただければ。

遠藤委員長 後ほど資料配付でよろしいですか。

長田市町村課長 実は20件ほどにわたり交付金等決定してございまして、市町村によっては複数ございまして、集計させていただく関係で、もしよろしければ後ほど資料を提供させていただくことでよろしいでしょうか。

卯月委員 はい、大丈夫です。

(福利厚生費について)

清水委員 何点か質問させていただきます。まず最初に総9ページの福利厚生費です。1番に元気回復事業費という、わくわくするような事業費が載っているんですけども、まずこの中身の説明をお願いいたします。

秋山職員厚生課長 元気回復事業費ですが、内訳は、職員文化展、県職員やOBの方が絵画や写真などの作品を県立図書館において5日程度展覧会を開くものです。もう1つは、ライフプラン講習会といたしまして、職員が仕事以外の生活が充実できるように、資金管理や老後の計画などについて学ぶ講習会を開いております。最後は生花なんですけど、職員の親族に不幸があったときに、事業主として弔慰を示すということで知事名の生花を贈っております。以上が元気回復事業となります。

清水委員 元気回復事業費、職員の方の福利厚生という形で、芸術文化とか、そういうようなものの展覧会とか発表会をやっていると、こういうことでよろしいですか。

秋山職員厚生課長 はい。

清水委員 そうですか。2番目のライフプラン相談費、先ほども質問出たんですけども、相談費にしては約700万円と多い。多分相談費は百何万円ぐらいで、あと、メインのテーマがあると思うんですけども、そこをちょっと。

秋山職員厚生課長 相談費以外の事業でよろしいでしょうか。

清水委員 はい。

秋山職員厚生課長 相談費以外の事業としては、衛生管理医の報酬、それから、蜂刺され検診、それから、ワクチンや医薬品、インフルエンザの助成などがございます。

清水委員 先ほど大柴委員からありましたように、健康管理も徹底させることに意味があるんですけども、今お話しの際のこちらのほうは、徹底度とか遵守度とか、その辺はどうなんでしょうか。

秋山職員厚生課長 必要な職員には受けられるように周知徹底を図っているところでございます。

清水委員 徹底してやっていただきたいと思います。



(電算事務維持管理費について)

次の質問に入ります。総19ページの電算事務維持管理費約5億円について、運用維持管理費と新税務システムということなんですけれども、この約5億円のうち新税務システムはこのうち幾らなんですか。

保坂税務課長 実は今開発しております新税務システムにつきましては、平成28年度から31年度までで合計で8億1,400万円を計上しております。このうち30年度予算につきましては2億8,800万円余でございます。

清水委員 先ほどこの新税務システムの内訳ということで、自動車に関するペイシステムの云々という話があったので、そこを、すいません、中身をもう1回御説明いただけますか。

保坂税務課長 先ほど総23ページにおきまして、新税務システム関係の債務負担行為を幾つか御説明させていただきましたが、御質問の趣旨は、特に2番目と3番目のことだと理解しております。まず2番目、自動車保有関係手続きに係るワンストップサービスでございます。これは、繰り返しになりますが、今、自動車の保有につきましては、運輸支局、警察、それから、自動車税、自動車取得税を所管する県と、3つの行政当局にそれぞれ別に申請・申告を行っているところですが、これをインターネットを使いまして1つの窓口でできるようにするというものでございます。これを平成31年10月の新税務システムの稼働に合わせまして本県でも導入しようとするものでございます。

それから、3番目のマルチペイメントネットワークシステムですが、今、県税の収納の手続きにつきましては、金融機関で納める、コンビニで納める、直接県税事務所に来ていただくというようなものしかやっておりますが、新税務システム導入に合わせて、インターネットによる電子納税を導入することとしておりまして、その設定に関する費用でございます。ただ、これにつきましては、実際の支払いは平成31年度に行いますが、平成30年度中にさまざまな準備を行う必要があることから、債務負担行為をお願いするというものでございます。

(防災対策費について)

清水委員 それと、防2ページの防災対策費、先ほども質問があったんですけれども、それ以外のことでお尋ねしたいんですけれども、一番下の総合防災情報システム運用事業費ということで1,500万円。この中の文言に「住民に提供するシステムを運営」とあるんですけれども、これの提供の仕方、誰がどのようにというタイミングで提供するのかというところを御説明いただけますか。

小澤防災危機管理課長 総合防災情報システムの中で住民に提供するシステムでございますけれども、1つには、災害情報共有システムがございます。Lアラートと言われているものでございます。これにつきましては、防災情報等を市町村、また防災関係機関等が情報を入力することにより、その情報を県のほうで自動的に集約ができる。集約したものについて公表ができるものについては、メディアに情報を提供いたしまして、それが自動的にテレビ、ラジオ等で報道されるというような仕組みが1つございます。

もう1つは、それと内容的には似ているんですけれども、メディアに流すということではなくて、そのほかに、防災ポータル、また防災ツイッターを防災

局のほうで所管をしております。そこにも自動的にそのシステムを経由して流れまして、県民の皆様に見ていただけるような形になっているということでございます。

清水委員           このシステムは、稼働はいつからされているんでしょうか。

小澤防災危機管理課長   システム自体は、今3つのシステムのお話をさせていただきました。Lアラートと防災ポータルと防災ツイッターということですが、Lアラートにつきましては、平成27年度からやっております。ただし、総合防災情報システムが昨年29年3月に稼働を始めました。それによってかなり中身の、システム上の手続の簡略化が図られまして、スムーズに動けるようになったということでございます。そのほかの防災ツイッターとか防災ポータルにつきましても、システムは以前からございますけれども、やはりシステム導入につきましてリニューアルをしたということで運用しているところでございます。

清水委員           新しいシステムが稼働するとよく、うまく稼働できなかった、アラームが発信しなかったと、今までいっぱいありましたよね。現状は今そういう意味では何か課題は抱えていますか。

小澤防災危機管理課長   現時点ではシステム上大きな障害ということはありません。幸いにも、システムがフル稼働するような大規模な災害が起きていないということもございます。ただし、そういったことに備えるということで、今、入力をする市町村の職員の方々とか、県庁でも県土整備部関係の職員の方々とかに随時研修をしております。できるだけ稼働で間違いがないような形をとりたいということで取り組んでいるところでございます。

(地域防災力・避難所運営強化支援事業費について)

清水委員           次のページの防3の地域防災力・避難所運営強化支援事業費についてお尋ねしたいんですけども、避難所の自主運営体制を強化する目的で防災リーダーを育成したり、防災士を養成したりとなっているんですけども、これは今まで何名育成して、今年度30年はどういう計画になっているのかというのを話しいただけますか。

小澤防災危機管理課長   まず地域防災リーダーでございます。地域防災リーダーにつきましては、平成17年度より養成しております。現在、平成29年度までに約5,045名を育成しているところでございます。地域防災リーダーを来年度何名育成するかということでございますけれども、今、5年計画ということで育成を進めております。基本的に各自主防災組織の中に3名ぐらい地域防災リーダーが配置できればというようなことで進めております。来年度につきましては、年間600名ほど養成をしたいと考えております。

防災士につきましては、平成25年度から養成を県で支援しているということでございます。今まで養成講座等におきましては、319名を防災士として養成させていただいたところでございます。防災士につきましても、年間、来年度約140名ふやすような計画で取り組もうということでございます。

清水委員           防災士は多分研修会に参加して資格を取ると思うんですけども、これが主催の資格なんですか。

小澤防災危機管理課長 まず防災士につきましては、基本的には今、山梨大学にこの予算で委託をさせていただきまして、研修をさせていただいているということでございます。研修終了後に防災士の試験を受験していただくことになっています。

清水委員 先ほども話がありましたけれども、自助・共助の中に、私個人的には、近所の方が近所の人を助けるという「近助」というイメージを持ちながらいろいろ考えているんですけども、この防災リーダーとか防災士というのは本当にまさに「近助」力の高揚に一番力を発揮する人かなと思いますので、ぜひこれを今後拡大して徹底していただきたいなということをお願いして終わります。

(税込について)

白井委員 あまりにも自己財源の少ない本県の税込について尋ねます。まず、課税自主権の解釈を教えてください。

保坂税務課長 課税自主権といいますと、大きく分けて2つございます。1つは、税率について自治体が独自の税率を設定するということと、もう1つは、法定税のほか、自治体の独自の特別な行政需要等の理由によりまして法定外税を設けるというものでございます。

白井委員 そうすると、山梨県知事には、課税自主権を行使する権限があるわけだね。

保坂税務課長 そのとおりでございます。

白井委員 そこで、課税自主権というのは、聞いただけですと相当広範囲のものに思えてならないんですけども、私がかねて主張してきているミネラルウォーター税について聞きますが、ミネラルウォーター税は課税自主権の範疇に入るんですか、入らないんですか。

保坂税務課長 法定外税という前提であれば、課税自主権の範囲に入ります。

白井委員 課税自主権に入るミネラルウォーター税について、山梨県はかつて、10年ぐらい前かな、何と、税の学者さんが4人、ミネラルウォーター業界の人が4人ぐらい、その他、税金に全く関係のない方が三、四人、合計11人ぐらいの委員会をこしらえて検討会をしたんだけど、課長はもちろん当事担当者じゃないにしてもこのことはよく知っているはずだけど、どういう意味でこの11人でこの委員会が構成されたか承知していたら教えてください。

保坂税務課長 平成17年度に設置した検討会でございます。検討会におきましては、専門的かつ幅広い見地から議論を行っていただくという観点から、まず新税の理論構成について詳細に検討するという必要がありますことから、租税法や財政学の税制等に関する専門家、あるいは森林関係者をメンバーとして加えたものでございます。また、検討会での議論を通じて県民や、あるいはミネラルウォーター事業者そのものの理解を求めるという観点もございまして、消費者やミネラルウォーター関係の業界関係者を構成員として選任を行ったわけでございます。ちなみに、メンバー構成でございますが、学識経験者が4名、有識者が2名、それから、ミネラルウォーター事業者そのものは2名でございまして、その他産業界から2名、消費者団体の代表から1名ということで、合計11名で

ございます。

白井委員

課長、間違っているよ。ミネラルウォーター業界が少なくとも3名、日本ミネラルウォーター協会の参与、それから、富士山仙水の会社の社長、それから、やはりミネラルウォーターをつくっている大手、アサヒビールの顧問、それ以外にも、業界に関係するだろうと思われる人も入っておられる。私がこれをあえて問うのは、利害関係人が入る審査会なんていうのは本来あるべきではない。そういう方々に対していろいろな陳述の機会を与えとか、あるいはまた要望を聞くとかということ、それは委員会として行うのは大いに結構かもしれない。しかし、極めて利害関係人がそれに入るということは、これはそのときの人選が誤っているとしか言いようがないけれども、いかがですか。

保坂税務課長

まずミネラルウォーター業界の関係者3名ということでございますが、ちょっと丁寧に説明させていただきますと、最後の1名につきましては、元アサヒ飲料の社長さんでございますけれども、当時、アサヒ飲料は県内でミネラルウォーターを生産していないという事情もあります。それともう1つは、御本人が山梨県の出身者であるということで、広く飲料業界の状況あるいは山梨県の状況を御存じだということで入っていただいたというものでございます。

なお、業界の方を入れたという理由でございますが、当時、公正な議論をぜひ行いたいという観点から、県が提案した税制について議論していただくわけですので、県側は事務局で参加することができますから、いろいろ県としてのメリットは主張できる。一方で納税義務者、特にミネラルウォーター税といいますと納税者の数が限られるということで、特定かつ少数のものに限られるということで、こういった方の意見を主張する場を設けたいという、可能な限り公正さを保ちたいという観点から委員を入れたというふうに理解しております。

白井委員

利害関係人が3割も4割も入って、公正の委員会だなんて、これ何をもって言うのか。そんな県のレベルかね。利害関係人がうち3割も4割も入って、それが公正という、あなたが今言う公正というのは、あくまでも業界に対して公正じゃなくて、一般社会に対して、一般我々国民に対して公正でやらなきゃならない行政が、利害関係人を3割も4割も入れて何が公正なのか。間違ったら間違ったってちゃんと言い直さない。

保坂税務課長

当時の見解としては、業界を入れることが公正であると考えたということだと理解しております。

白井委員

資料を持ってきて見せてください。当時の見解なる資料。

保坂税務課長

申しわけありません。手元に今、資料がございませんので、後で提供させていただきます。

白井委員

大至急手配してちょうだい。いるだろう、課長補佐とか係長が。大至急手配してちょうだい。

別の質問進めます。私は昨年2月の県議会本会議の代表質問でこのことを知事に訴えた。私はそのときは、もう法定外目的税ではなくて、法定外普通税でやることのほうが言うなればベターではないですかということで知事に訴えたわけです。そのときの昨年2月の知事答弁が、ミネラルウォーター税は、納税者が特定少数の者に限定され過ぎていることや、ミネラルウォーター業界の

地下水利用の受益が他の業界よりも特別大きいとは言えないと、こういう知事の答弁なんです。いいですか、納税者が特定少数。

じゃ、特定少数というので全国の法定外普通税の現在ある税制を言いますと、例えば熱海市の別荘等所有税、あるいは神奈川県山北町の砂利採取税。決して多くはありません。決して職業的にいっても多くない。あるいは、東京都豊島区の狭小住戸集合住宅税、あるいは大阪府泉佐野市の空港連絡橋利用税、飛行機に乗る人しかおそらく使わないということなんです。決して、知事の答弁である、いわゆる相手が少数であるとか何とかということにはならないんだね。この知事の答弁で、納税者が特定少数の者に限られ過ぎていたりとか、そして、地下水の利用の受益が他の業界よりも特別に大きいとは言えない。

ミネラルウォーターというのは、水を採取してボトリングしてすぐ売るわけ。水そのものが即、商品です。水そのものが商品で、水利用の受益が他の業界より特に大きいとは言えない。受益、これは水そのものがイコール受益です。例えば知事の答弁の中には、残念ながら、農業用水、工業用水なんていうことまで、これは当然事務方が書いた答弁書だろうけれども、農業用水、工業用水と一緒にしているんだよ。農業用水は、農業用水そのものが商品ではありません。工業用水も工業用水そのものが商品ではありません。ミネラルウォーターは、採取した即、その水が商品です。全然違う。これも私に言わせたら、答弁の誤り。

それから、今年度の答弁についていいますと、地下水については、工業用水や農業用水として利用する事業者があるにもかかわらず、ミネラルウォーターのみに課税する税を創設することは問題があると考えております。同じような言い方です。最初県が考えて、当時は5%で正式に内定したわけだ。それをこの検討委員会なるものに投げたわけです。私がこの間本会議でも言ったように、何かというと、すぐ検討委員会、すぐ何とか委員会。そのことが隠れみものになったり、そのことがまた金科玉条で全くそれが理由になっちゃったりして物が進んでいる。我々議会で、県民の代弁者である我々が十二分な議論をできるものじゃなくて、県庁の表でいろいろな議論をしてこんなものが決まったり、引っ込んだり、出たり引っ込んだりする。こんなばかな行政手法がありますか。

そこで、どうせあなた方が書いた答弁書だからもう1回尋ねるけれども、工業用水や農業用水として利用する事業者があるにもかかわらず、ミネラルウォーター事業者のみ課税する税を創設することは課題が多い、疑問がある。どういう意味ですか。教えてください。

保坂税務課長

課税自主権の行使として法定外税を創設するに当たりましては、まず考えなければならないことがございます。まずその税収入を必要とする財政需要があるかどうかということでございます。10年ほど前に検討いたしましたミネラルウォーター税、これは当時、森林の整備が行き届かない森林がありまして、これが水源涵養に障害があるんじゃないかという問題意識がある中で、水源涵養に係る森林整備事業に充てる財源を、これが財政需要でございまして、確保するために、その森林整備事業を行いますと一番受益を受けるのは何かと考えた中で、臼井委員が今おっしゃられたとおり、水を商品として販売する事業者であれば、森林整備事業の受益を一番受けるんじゃないかということでこれを提案させていただいたものでございまして、当時の議論の中で、水の受益を受けるのは、ミネラルウォーター事業者だけに限定されないんじゃないかと。工業用水とか農業用水を使う方も、水を使って事業を営んでいるんだから受益を得ているんじゃないか、あるいはミネラルウォーター事業者と工業用水を使う方の受益の程度をどうやって計るんだと、そんなような議論がございまして、

難しいなということで当面検討しないという答えになったものでございます。

現在も、法定外普通税ということでありまして、やはり財政需要をまず考えた上で納税義務者を定めるという必要があるということで、当面まずこの財政需要について検討させていただければと考えております。

白井委員

私は法定外目的税を言っているわけじゃない。いわゆる普通税を言っているわけだ。普通税というのは目的税ではないから、一般財源として用いられるわけです。一般財源として利用できるわけです。ですから、私は質問を変えたわけだ。利用税じゃなくて、いわゆる法定外普通税という形でこれは検討すべきだということを去年から訴えているんだけど、知事は去年は検討するという答弁であったわけなんです、1年たっても、検討の結果がない。答えがほとんど変わらない。これがこの前の答弁、こっちが今年の答弁、ほとんど変わらないわけ。ということは、残念ながら、言ってみれば1年間何もしてこなかったと。

ですから、山梨県で今14億リットルという、まさに全国のシェアの半分近いんじゃないかと思われるような大量な水を私どもはメーカーに対して供給しているわけです。そのメーカーは、くどいようだけど、税務課長が言うから言うんだよ。くどいようだけど、工業用水も農業用水も、水そのものが商品ではありません。ダイコンつくるにも、菜っ葉つくるにも水を使いますよ。わずかでしようけど。そんな特別、水は使わない。雨水は使っても、地下水はそんなに使っていませんよ。あるいは、工業用水。工業用水で水が商品になっていますか。ミネラルウォーターのみですよ、水イコール商品になっているのは。それを私は何度も同じことを、残念ながら、賢いであろうあなた方に対してまるで説教するようなことを言わなきゃいけないわけだ。水イコール商品というのが、ほかにあったら教えてください。水そのものがだよ。付加価値をつけるとか加工するじゃなくて、水そのものが商品というもの何かあったら教えてちょうだい。

保坂税務課長

水そのものを商品とするものはミネラルウォーターだけだろうと私も承知しております。

白井委員

それじゃもう答えが出ているじゃないの。全然答弁が、失礼だけど、誤ちだよ。時事用語の辞典を持っているんだけど、狙い撃ちなんて言葉、1つも書いてないよ。だけど、この検討委員会の議論の中には、特定の業界を狙い撃ちする……、これは、ごめんなさい、議論といっても、狙い撃ちというのは業界人が言っているわけです。特定の業界を狙い撃ちするような、そんな税はとんでもないと言って、この議論の議事録に載っているんですよ、そういうことがね。だから、狙い撃ちというのは被害妄想じゃないかと私は思うんだけど。

そういう意味で、これは総務部長、何としても自主財源の乏しい本県が新しい税に対して挑戦をすると。例えば先ほども言いましたけれども、ともかく沖縄県、福井県、熱海市、山北町、太宰府、あるいは大阪の泉佐野市等が、ともかく幾つもの普通税を既に、早いところは昭和47年、今私が言った中で遅いところは平成24年。

私はリットル1円と言っているんです。リットル1円。当時山梨県はリットル50銭という形で、利率というか、それで内定したんです。検討段階でやったんじゃない。内定して委員会に提起したんです、県は間違いなく。私は全て資料を持っているから、ここに。そういうことを考えたときに、この財政力の乏しい山梨県、14億リットルあったら14億円入るわけです。

下水道事業というのは、ここは土木の方いらっしやらないけれども、5億円あれば100億円の仕事ができるんです。財政課長、あなた知ってるか。都市計画道路、都市計画街路、これなんかも、国の補助率、公債、国が借金を認める、これらもほとんど、原資10%なくても100億円の仕事ができるんです。14億円あったら、私はこの間も本会議で、100億円、200億円の仕事をできますよと言ったわけです。総務部長、当然本会議場にいたはずだけど。どうですか、もうちょっと前向きな答弁というか、あなたが決断できる最高責任者じゃないにしても、総務部長、いかがですか。

鈴木総務部長 白井委員から厳しい御指摘を受けているところでございますので、しっかり検討してまいりたいと思います。もとより、県の今の税収につきましては、増加傾向にあるとはいっても、まさに実質的な県税で1,085億円ということで、4,555億円の予算の4分の1にも満たないというところでございます。さらに、県としての取り組みもどうなのかというところにつきまして、徴収率がもともと低かった山梨県でございますが、その点、頑張ってきたとはいえ、まだまだ47県中36位と、まだまだいろいろと自主財源をふやすことについて頑張りが足りないんじゃないかと。その中で白井委員からは昨年、ミネラルウォーター税という別の突破口もあるんじゃないかという御指摘もいただいているところでございます。もとより、課題といえますか、検討すべき点は多いかと思っておりますけれども、その点、改めましてしっかりと検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

白井委員 さすが総務部長だと思いますけどもね。いや、決して私はお世辞使って言っているんじゃない。ともかく山梨県がそういう、私は本会議の代表質問のイントロでも申し上げたけれども、他県との横並びとか前例踏襲とか、どうもそういうことがね。私は他県のこともある程度承知しています。ちょっと生意気な言い方すれば、勉強してます。今朝もある部長に言いましたけれどもやはり山梨県はスピードがのろいと。去年少なくとも答弁したことは、今年は1年たったんだから、何らかの形に示さなきゃいけませんよ。答弁書見たら、去年とほとんど変わらないんだよ。私、ここに両方の答弁書持っているんだけど、そんな県あるかね。

全国で一番小さい鳥取県の平井知事、私は大変関心があって、彼のいろいろな答弁とか、あるいはこの間も言いましたけれども、大阪とのコラボレーションを一生懸命やっています。大阪と鳥取の間には兵庫県と京都府が入るんですよ。それでもあの方は、その県を飛び越えて、今コラボレーションを大阪府とやらんとして、大変な努力をしています。

本県だって、鳥取に比べても大きな県じゃないはずですよ。知恵を使ったり、努力をしたり、もう前例踏襲なんていうことは本当にもうやめて、他県との横並び、神奈川や千葉と横並びでかかないっこない。ですから、山梨はやっぱり山梨の独自性を発揮すると。山梨のオリジナリティーというものを、後藤知事のもとで皆さんが一生懸命努力して発揮してなかったら、我々の県政評価は低くなっちゃうよ、はっきり言うけれども。もう一度総務部長、答弁してください。

鈴木総務部長 まさに他県との横並びとかそういう発想では、今後の人口減少社会の中でこの山梨県をなかなかうまくやっていく、経営していくことはできないと思っておりますので、その点踏まえてしっかり頑張ってもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

白井委員 よろしく申し上げます。結構です。

遠藤委員長 先ほど白井委員から要求されました資料については御用意できましたでしょうか。

保坂税務課長 もう少しお時間をいただきたいと存じます。

白井委員 大蔵省じゃあるまいし、新しいものつくるわけじゃないんだろう。あるもの持ってきてくれと言っているんだ。

( 休 憩 )

保坂税務課長 先ほど白井委員のほうから、公正な議論をという議事録の提出を求められたところ、今お手元にありますとおり、「公正な」という言葉は議事録として残っておりません。この点については訂正させていただきます。

ごらんいただいた資料の、まず知事定例記者会見、平成17年3月23日という、この裏面のほうをごらんいただきたいんですが、読み上げさせていただきます。

「しかし、この問題につきましては、過日から申し上げておりますが、理論構成の詳細な検討とともに、県民やミネラルウォーター事業者の方々の理解が必要だと考えております。このため、平成17年度に租税法などの学識経験者やミネラルウォーター産業などの地下水の利用事業者など外部の方も入った検討組織を立ち上げて、徹底的な議論をしていく場を作っていきたいと考えています」という知事の記者会見の内容でございます。これはこの日に県の内部の検討会の報告書が出た。それを受けまして知事の記者会見があったというものでございます。

それから、もう1枚の紙でございますが、これは第1回目の検討会の議事録。この中で、山梨県の総務部長が冒頭の挨拶で申し上げたことですが、下から7行目でございます。これも同じ趣旨の発言をしております。

以上ですので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

白井委員 わかりました。

最後、先ほどの議論の続きですけれども、総務部長にお尋ねします。協力金という言葉が部長から本会議の答弁で出ましたよね。それで、その際、150万円という具体的な金額が出ましたけれども、その150万円の内容と、その後、今年はという言及だったんでしょうかね、800万円みたいな話がありましたけれども、そのことに関して説明願います。

鈴木総務部長 白井委員からありましたとおり、今年度については150万円、来年度予算で見込んでいるところでは800万円というところでございます。すいません、その詳細につきましては、税務課長のほうから説明させていただければと思います。

保坂税務課長 とともにこれは森林環境部の事業でございまして、水のブランド力向上に向けての取り組みの事業に充てるための財源でございまして。今年度は、ミネラルウォーター事業者等の企業から合計で150万円の協力金の実績があるというものでございます。これにつきましては、来年度はこの事業について、およそ300万円を見込んでいるということでございます。それから、もう1つ別の事



業も考えておりました、こちらの事業のほうで500万円、合わせて800万円を予算計上させていただいているというところでございます。

臼井委員　これで終わりますが、ともかく150万円とか500万円、300万円、という根拠で積算されたものかよく知りませんが、このこととミネラルウォーター税とは全く関係のないことです。ただ、今現の実態は知りませんが、北杜市は、県がミネラルウォーター税で失敗をしたとあって、当時の北杜市長の白倉さんは、業界と話をして、私の記憶ですよ、間違いがあったら直しますが、2,000万円ばかりのいわゆる協力金をいただいたと、こういう経過があったそうです。ですから、確かに北杜市もミネラルウォーターの大きな生産地でありますけれども、ミネラルウォーターは、北杜にかかわらず全県下、大小合わせれば数十社ぐらいの会社があるわけです。ですから、ぜひ協力金が何百万円か何千万円かになるのかそれは知りませんが、そのこととミネラルウォーター税とは全く一緒にしないで、しっかり議論や検討をしていただきたいということを強く求めておきます。

遠藤委員長　もう1点の資料について説明を求めます。

(電源立地地域対策交付金について)

長田市町村課長　先ほど卯月委員から御質問をいただきました総33ページにかかわります、電源立地地域対策交付金に係ります1億3,314万4,000円の内訳といたしまして、お手元に14市町村、合計で1億3,151万1,000円でございます。事務費の163万3,000円を加えまして課別説明書に掲載したとおりとなっておりますので、御了解をお願いいたします。

卯月委員　ありがとうございます。この交付金はキロワットアワーに準じてですよ。稼働してないものについては、例えば発電所が大きくても算定の基準にならないということですかね。

長田市町村課長　今委員御指摘のとおりでございます。電力量をキロワットアワー5.9銭を掛けまして、それぞれの市町村におきます発電施設の能力に応じまして交付の対象となるものでございます。

(選挙費について)

鈴木委員　総35ページ、知事の選挙費がありますよね。これは、前回の予算額、執行額は幾らなのかな。

長田市町村課長　大変申しわけございません。今手元のほうに持っておりませんので、すぐ調べまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

鈴木委員　じゃ、今のはちょっとあとにして、その隣の県議会議員の選挙費、7,000万円になっているから、多分補正を組むと思うんだけど、この7,000万円の積算は何なの。

長田市町村課長　7,000万円につきましては、31年度に執行されます県議会議員選挙、私どもの見積もりといたしまして総額5億1,439万円余を想定してございます。このうち、前年度であります30年度におきまして、具体的には使用料及び賃借料ということで、投開票システムの運用委託、それから、会議室の使用

等を含めまして準備のための経費を積み上げて、前倒して計上させていただいております。

(法人二税等償還金について)

小越委員　　まず総19、法人二税等償還金11億3,200万円。前年度が21億7,700万円でした。約半分になるんですけども、これは企業収益が好調だということの理解でよろしいのでしょうか。

保坂税務課長　　これは、平成28年度の税制改正に伴うもので平成29年度が突出して多かったということをごさいます。明年度につきましては平年度化するというものをごさいます。具体的には、28年度税制改正におきまして、外形標準課税と申しまして、資本金が1億円を超える法人に対する税率の引き下げがあった関係で還付金が特に多くなったというものでございます。

小越委員　　ということは、1億という山梨県内の企業はそんなに多くないと思うんですけども、山梨県全体の、そもそも税金を納められないところもあるんだと思うんですけども、今後の新年度の景気の見込みはどのように見込んでいるのでしょうか。

保坂税務課長　　法人二税、つまり法人県民税と法人事業税の税収の見込みでございますが、二税を合わせまして265億円、これは29年度当初に比べまして31億円ほどの増を見込んでおります。この内容でございますが、実は主要な企業、大きい企業につきましては業績の回復が続くということで増額を見込んでおりますけれども、中小といいますか、小さい企業につきましては、若干業績が悪化するのではないかと見込んでいます。これは昨年12月に出了た日本銀行甲府支店の短期経済観測によりますと、業績見通しが若干減になるということで、それを採用しまして見込んでいるところでございます。

小越委員　　主要な企業に依存している山梨県の体制だと思います。中小企業がやっぱりもうかるような、税金がしっかり上がるような経済政策が全体で、国の政策でもあるかと思ひます。

(企画調整費について)

次に、総32ページ、企画調整費、県出資法人経営状況説明書の作成等です。昨年度は295万8,000円でした。今回71万5,000円ということで非常に少なくなっているんですけども、これはどうしてでしょうか。

上野行政経営管理課長　　この県出資法人の経営状況説明書につきましては、地方自治法に基づきまして、本県では6月議会に県出資の法人の経営状況、予算であったり、決算であったり、計画等を議会に報告、説明をさせていただいているものでございます。これにつきましては、これまで当課で原稿を取りまとめまして、本印刷に向け、印刷業者へ出して出版をして、議会に提出をさせていただいたんですけども、なかなか締め切り等がタイトな状況になってまいりまして、原稿の取りまとめや校正に時間がかかるようになりまして、当課で原稿を取りまとめたものをそのまま、当課の印刷室で手づくりで作成するようになったものでございます。実質的に二百何がしという数字を何十数万円という消耗品費で補えることになりまして、実態に合わせた予算計上ということで、大幅に減額をさせていただいたものでございます。

小越委員 大幅にこれを節減と言っていいのかどうか。これに伴って職員の労働時間は大丈夫なんですか。

上野行政経営管理課長 現在、集中印刷、印刷室が北別館にございまして、高性能の印刷機を入れまして、なかなかそれが具合よくできておりますので、印刷・製本にかかる手間というのは、そんなに外注するのとは変わらないのかなとは考えておりますけれども、なるべくその辺も効率化をして職員の手間にならないように努力しているところでございます。

小越委員 ということは、ほかにもこのようにして節減できるというものはあるんですか。これができるということになりますと、いろいろな、今回議会もペーパーレス化を導入するってあるんですけれども、300万円が70万円になるとなりますと、ほかのものもこうやって節減するような方向になっていくんですか。

上野行政経営管理課長 これにつきましてはやむを得ず手づくりで刷っておりますので、製本や活字の具合なども実際の本印刷に比べると劣るようなところもございます。そこは取りまとめの期日がないということで、やむを得ない措置ということで手づくりをさせていただいておりますので、しっかり製本できるものはしたほうが良いという考えもあるかと思えます。ケース・バイ・ケースではないかと考えております。

小越委員 削れるものはもっと違うところにあるかと思っております。

(庁内管理費について)

総26ページ、庁内管理費です。例えば庁内の維持管理1億1,259万円、庁内の清掃等業務委託2億2,000万円、庁舎共通経費集中管理などがありますが、例えば庁内の維持管理費は1億1,000万円。昨年度7,596万円だったんですけれども、今回若干上がっているのはなぜか理由があるのでしょうか。

渡辺財産管理課長 平成30年度新年度予算につきまして、北別館で現在もう改修工事等をやっております。引き続きのものでございますが、受水槽改修工事、これが3,400万円ほどかかっておりまして、この分が影響しているものと考えております。

小越委員 29年4月の監査の報告が公報に載っております。そこには、例えば県庁ごみ収集・運搬業務委託、それから、県庁舎及び構内維持補修業務委託、それから、県庁本館及び構内清掃業務委託について監査から指摘及び事項が出されております。例えば県庁のごみ収集運搬業務については、意見として、3年間長期継続契約における入札方法として、一般競争入札ではなく指名競争入札を選択することは、競争性及び新規参入の機会を阻害するものであり、今後一般競争入札で業者を選定することを望むと監査の指摘があります。

それに対して講じた措置として、平成30年度の入札に向けて一般競争入札の導入を検討していくこととしたというふうにここには書いてあるんですけれども、平成30年度は一般競争入札にしていく予定なのか。そうしますと、今よりも若干金額が落ちる、下がるという見込みなんですか。

渡辺財産管理課長 委員の御質問でございますが、ごみ収集・運搬業務でございます。これにつきましては、包括外部監査で御指摘をいただいたところでございますので、平成30年度は一般競争入札で実施してまいりたいと考えております。

小越委員 では、この監査のときに指摘を受けました例えば県庁舎及び構内維持補修業務委託のところでは、委託業務の内容から労働者派遣法に抵触する契約に当たる可能性がある、契約方法を変更することを望むとあります。これについては労働局と協議中であり、協議結果を踏まえてということになりますと、この構内維持補修は、労働者派遣法に抵触すると解釈されて、変えるということですか。労働者派遣法に抵触していたんですか。

渡辺財産管理課長 その件につきましては、現在、労働局とまだ協議をしております、結論に達しておりませんので、今後とも引き続き協議をしてみたいと考えております。

小越委員 それからまだもう1つありますけれども、県庁本館及び構内清掃業務の積算の見直し、ここに、低入札価格審査会の対象になっていると。予定価格と入札価格の乖離の主たる原因は直接人件費の算定にある。これについて当局側の回答は、これが妥当であると。引き続き同じような方法によるとあるんですけれども、低入札価格という指摘を受けても、これは変えないということですか。

渡辺財産管理課長 清掃の単価でございます予算の組み立てでございますが、労務数量、まず数量でございます。これにつきましては、国の仕様書に基づきまして積算をしております。そして、直接人件費の単価でございますが、これにつきましても、建築保全業務労務単価という国の示された単価がございまして、これに本県の実情を反映させた単価で掛け合わせて積算を出しております。そのため、積算自体はルールにのっとったものでございます。

小越委員 積算はのっとっているけれども、入札のときはあまりに低い入札の金額だったんでしょうか。それはどの程度だったんですか。何%ですか。

渡辺財産管理課長 積算価格、こちらの設計価格に対しまして、入札の価格は大体40%ぐらいだったと思います。これまでも清掃につきましてはその程度の低い入札額で推移をしているというところがございます。私どものほうでも低入札の調査委員会を開催するんですけれども、そこで適正かどうか、適正に業務をしていただけるのかどうかということを審査して、そして、業者を選定しているというような手続をとらせていただいております。

小越委員 安ければいいというものじゃなくて、そこで働いている労働者の皆さんの賃金をしっかり保障するには、40%って、こちらが見積もった100円というのが40円でやりますよということは、それはあまりに低過ぎると思うんです。それにはもう1回やり直しをすとか、そんな低いのはだめだと、切ると。もう1回やり直しというぐらいにしないと、働いている労働者の皆さんが、安けりゃいいからどんどん、経費を節減するためになってしまっはいけないと思うんですけれども、いかがですか。

渡辺財産管理課長 まずダンピング防止ということを私ども念頭に置いております。適正な単価で適正に仕事をしていただく。そして、きちんとした環境保全をしていただ

くというような趣旨で調査委員会を開いております。ですので、結果的に低い金額になっておりますけれども、適正に仕事をしていただける価格ということでその業者を選定したところでございます。

小越委員 そうじゃなくて、働いている皆さんの立場。こっちからすると、安けりゃそれはいいかもしれませんが、でも、働いている皆さんの労働のことを考えたら、県で働いている、委託かもしれませんが、そこが本来あるべき労働の単価、賃金よりもめちゃくちゃ低い金額で働いているということはおかしいと思いませんか。県庁が率先してやっぱり適正な労働単価、賃金を払うという方向にしませんと、40%、安いからこちら側はいいかもしれませんが、それでは県庁としてあるべき姿にならないと思うんです。あまりに低い賃金、労務単価が低い場合は、もう1回やり直しをして、これ以上ないと出さないというぐらいにそう強くするべきだと思いますが、いかがですか。

渡辺財産管理課長 私ども、業者の仕事ぶりを見ながら、適正にやっていただけるということは毎日担当がしっかり見させていただいております。そして、会社の中の話でございますが、どれだけの適正な賃金が払われて、どれだけの法定福利費が払われているかということは調査の中で確認しておりますので、御了解いただきたいと思っております。

小越委員 やはり公契約条例がないとこういうことが起こるんですよね。とにかく安ければいいと。県の経費が少なくなればいいと。そうなりますと、働いている皆さんの賃金がどんどん低くなってしまいます。やはり公契約条例を県でも導入するべきだと私は思います。

(総合的行政管理システムの運用費について)

最後に、総合的行政文書管理システム運用保守業務委託。ここで指摘事項の中には、1者随意契約にせざるを得ない契約においては、特に委託内容や作業量等を精査し、業者の言いなりで契約を行っているとの疑念を抱かせることがないことを望むと。今後の契約では、実際の委託内容や作業量を参考にするるとともに、長期継続契約のメリットも生かし、委託金額の引き下げ交渉をすることを望むと。

今回システム改修のところはかなりどこの課でも出ています。それは多額になっております。それが随意契約だから、1者が入りますとそうかもしれませんが、平成30年度の契約更新に向けて、長期継続契約であることを踏まえ値下げ交渉を検討していくとあるんですけれども、値下げ交渉して今回の金額になっているのでしょうか。

上野行政経営管理課長 今おっしゃられましたように、この契約につきましては、開発をした業者のパッケージソフトをカスタマイズして使っておりますので、その企業以外のところでなかなかメンテナンスとか改修ができないことが実情でございます。それに対しましては、経費をしっかりと見積もった上で適正な価格での契約をするということで検証に努めているところでございます。

小越委員 ここに監査の人がそう指摘して、講じた措置というところで、平成30年の契約更新に向けては値下げ交渉などを検討していくと書いてあるので、値下げ交渉した結果これなのかと思ったんです。やっぱり継続してやっているから、1者がずっと独占状況になるのは確かかもしれませんが、そうしますと、

ここにあったみたいに、業者の言われた言い値、はい、そこですよと。こちら側がそういうことについてしっかりと確認したり、いや、違うんじゃないかと言わないと、業者に言われたままの金額で判こを押さなければならない。それはちょっとまずいと思うんです。やはり値下げ交渉をしていかないと。今回これから、今年度特にシステム更新のお金が、各部各課にかなり入っていますので、この金額だけ足しただけでもものすごい金額になると思うんです。それを、言われたからまあしょうがないかなじゃなく、しっかり検証していくようお願いしたいと思います。どこを削るのか、どこを削っちゃいけないのかということをしっかりお願いしたいと思います。

(議会運営費について)

それから、確認ですけれども、議1ページ、議会運営費です。毎回聞いておりますけれども、ここに県会議員の海外視察研修、1人90万円、毎年20人分ありますけれども、今回も90万円掛ける20人分1,800万円計上されているのでしょうか。

保坂議会事務局次長(総務課長事務取扱) 今お話のありましたとおり、議会費の中の議会運営費の中に、山梨県議会研修要綱において定められております、議員1人当たり90万円が例年どおり20人で計1,800万円分計上してございます。

小越委員 それこそ無駄だと思うんですね。議会改革やりまして、行くときには原則、議会で議決を諮るとなっています。補正予算でも十分対応できるはずですよ。そして、1年間20人ということは、この4年出している、20人掛ける4で80人分も出しているんですよ。県議員40人いませんよ。今、定数でも38ですか。それだけ出して、使い方もない、4年間で80人分のお金を計上している。これこそ無駄だと思います。それは議会の話かもしれませんが。

(市町村振興資金特別会計繰出金について)

もう1つ最後に、総34ページ、市町村振興資金特別会計繰出金20億円について、お伺いします。補正予算のときにもお伺いしました。この市町村振興資金特会20億円の繰り出しは、リニアの沿線市町のいろいろな貸付事業に充てると聞きました。補正予算のときにも、今年度20億円出して、使ったのが約2億7,000万円余ぐらいで、17億円ほど不用というか減額調整しましたよね。今回も、補正で17億円も残っていて使わなかったのに、また新年度20億円出す、そんな当てがあるんですか。この前は富士川町と中央市がやっていたけれども、新年度は20億円、どこか手を挙げているところがあるんですか。何があるんですか。

長田市町村課長 沿線市町への事前調査におきまして、私どもそれぞれの市町の要望等を聞いてございます。また、その聞いた時点から事業が進捗した場合には、最大で前倒していくという予定をしていく事業もあるということでございまして、今回は引き続き20億円の繰り出しをお願いするものでございます。

小越委員 だから、具体的に、この市はこういうことをしたいから幾らぐらいという、そういうものがないんですか。

長田市町村課長 南アルプス市におきまして、甲西市民グラウンド移転用地取得関係、それから、藤田のスポーツ広場の用地取得費の関係1億6,000万円余、中央市にお

きまして、田富北小関係、田富ふるさと公園関係、小井川駅の駐輪場整備関係等1億400万円余。富士川町におきまして、児童センターの建設、町民交流広場整備事業、側道関係等3億円余。さらに、南アルプス市、中央市、富士川町それぞれにおきまして、さらに用地取得が進んだ場合に工事費等へ入っていくというもので想定してございます。

小越委員

一応いろいろな公共施設の移転に伴っては、それはJR東海の補償ですよ。JR東海がここを通るんだから公共施設どいてください。JR東海の補償だと。それ以外に拡充したりとか、新たにつくったりとか側道をつくるに当たっては、市町村のこの振興資金特会を使ってくださいよとなったと思うんですけども、今ざっと足しても10億円ありませんよね。なぜ20億円も積む必要があるんですか。これ、途中でも補正予算つくれるでしょう。補正予算で大体17億円使わなくて不用額だったんですよ。それなら、今年分を持ってくればいいじゃないですか。何で20億円また積むんですか。

長田市町村課長

2027年のリニア中央新幹線開業を確実なものとするためには、県といたしましても建設促進を最優先に取り組み、沿線自治体の取り組みが円滑に進みますよう、資金需要をしっかりと支援していくという考えで積ませていただいております。

小越委員

私はやっぱりこれは無駄だと思います。大体きのうもリニア交通局に質問しましたけれども、これからリニア環境未来都市が何になるんだか何も示されていない。何もわからない。何も県民には知らせないんだけど、沿線市町で何かつくるでしょうからということでお金を用意しておく。だけど、沿線市町にしてみても、何がどうなるかわからないのに、このお金20億円は本当に無駄だと思います。さっきのミネラルウォーター14億円と言いましたけれども、この20億円、今あるこのお金をここに無駄に使うよりも、違うところに使ったほうが良いと思います。私はもちろんここには反対します。

(選挙費について)

長田市町村課長

先ほど鈴木委員から御質問いただきました、前回26年度当初予算への知事選挙費の計上についてでございます。26年度の知事選挙費といたしましては、4億1,857万2,000円を計上させていただきました。明年度の当初予算で要求しているものに対しまして約3,100万円増額になってございます。これにつきましては、選挙が国の基準額、単価がございまして、この基準額の改定等の増によりまして、それらを織り込んで計上し直すものでございまして、基本的にはそういったものを踏まえ計上した結果でございます。

具体的にふえた項目の中では一番特徴的でございますのは、期日前投票所ということで、投票期日におきましての投票以外に、告示から投票ができるということで市町村期日前投票を上げてございます。こちらにおきまして、平日・休日単価等も見直す中で計上が行われたということでございまして、この分の増が主たる要因と考えております。

鈴木委員

僕らもあんまり知らないから聞いたんだけど、例えば期日前投票所、それから、本番もありますよね。その本番、各市町村にあるでしょう。これは積算の中で割り振りというのは、例えば有権者数とか何かそういうのがあるのかね。

長田市町村課長

この期日前投票所の投票区におきます積算におきましては、予算の単価等、

人口規模に応じまして必要な単価を掛けるような形で積み上げていくようになっております。そういう点では、人口の影響等があると言われれば、そういうことだと理解できると思います。

鈴木委員　そうすると、人口規模、どのぐらいかかるかは市町村はわからないと思うんだけど、確定額よりも一応見込みでお金を各市町村へ分配するのか。

長田市町村課長　もう少し具体的に説明させていただきますと、5万人未満、30万人未満、50万人未満というような区分がございまして、そういう点では、私どもが一番小規模なほうの部類に入っております。その単価で積算をしていくということになっております。

鈴木委員　余ったらどうするのか。余るなんてないのか。そこが不思議で、例えば実際かかった経費ってあるじゃないですか。それと積算というのはイコールじゃないよね。そうすると、見積もって例えば先に出すのか、後にするのか知らないけど、その収支の関係を教えてください。

長田市町村課長　ただいまお願いしておりますのが、過去の選挙に基づく実績を踏まえて、勘案して積算してございますけれども、実際に市町村に交付する場合には、その実績に応じまして額を確定しまして交付をしていくことになっております。

鈴木委員　それはわかるんだけど、実績に応じて確定させて出すんでしょう。だけど、市町村はその金額でやらなきゃ……、まあ、余るということはないのか。どうなのかね。

長田市町村課長　私ども、選挙を積み重ねていく中で実態を踏まえて、期日前投票所につきましても把握に努めてまいりまして、今回の計上させていただきました知事選におきましても、市町村に必要な経費等の枠としましてこのような計上をさせていただいたところでございます。したがって、万一過不足等が生じた場合には、予算等の流用も含めて検討しなければなりません。基本的には知事選執行費の中で対応が可能であるということで今回計上させていただいております。

鈴木委員　前回は、共産党さんと1対1の選挙だったじゃないですか。例えば積算の中で、3人出るか5人出るかわからないけれども、ふえたとしてもそんなに変わらないのかな、そうすると。無投票は無投票でしょうがないけれども、例えば3人だったり、4人だったりふえるとどうですか。

長田市町村課長　想定の上候補者の数によりましても、ポスター掲示場の必要なスペースとか、公営としての選挙の経費がふえる要素がございまして。私どもの今回の積算におきましては、過去のこれまでの動向も踏まえて見積もったところでございます。

## 討論

小越委員　県民にとって不要な負担が多くなっているところが、議会費や先ほどの20億円のことがありますので、この新年度予算のここは反対いたします。



採決 採決の結果、原案に賛成すべきものと決定した。

※第23号 平成30年度山梨県災害救助基金特別会計予算

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第27号 平成30年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑

早川委員 新しい東京オリンピック・パラリンピック受入体制整備資金。先ほど説明があつて、これは、普通に合宿ということですが、合宿じゃなくて、本県の場合は、オリ・パラ自体を受け入れる、道志村とか山中湖村とかそういうものがあつて、そういうことも対象になるのかとか、あと、貸付資金ですから、利率についてとか、そもそも、新しくつくった目的や内容とか教えていただければ。

長田市町村課長 まずこの資金を創設いたしました目的でございますけれども、先ほど御説明で触れさせていただきましたが、今回の東京オリンピック・パラリンピックの開催が、参加国の事前合宿等による交流の拡大や訪日外国人観光客の増加などが見込まれ、産業、観光をはじめさまざまな分野で本県経済への波及効果も見込まれるということでございまして、本県の魅力を国内外に発信する好機と捉えております。このため、ホストタウンが行います受け入れ強化の態勢づくり、施設整備に対しまして、資金調達を支援することによって、その効果を本県の魅力発信につなげていこうというものでございます。

利率でございますけれども、現在は非常に低利でございます。この水準でいきますと、0.01%の貸し付けでございます。また、対象につきまして、施設の本体だけかということなのか、あるいは具体的に山中湖村、忍野村、これは、フランスのバスケットやアーチェリーとかを受け入れていくところかなと思われるんですけども、これらについてそれぞれの村が取り組む、おもてなし空間を整備したりといったものにも充てていただけるように考えております。具体的な合宿だけの目的に狭めた施設の改修だけではなくて、ホストタウンが行う地域全体としての取り組みに対して対象を広げていこうということで設計しているものでございます。

早川委員 もう一度、この対象とする事業、物。合宿だから、例えば体育館や球技場だけじゃなくて、ホストタウンですから、交流事業、例えば公民館で何かやるのか、道路で何か使うとか、要するに、派生するものも拾ってほしいと思うんですね、各市町村から出ているのは。また、この事業はソフト事業、例えば合宿を誘致するのに通訳の人も必要で、そういうところまでなるのか、その辺をもうちょっと詳しく。

長田市町村課長 貸付対象の事業といたしましては、国でやはり支援もございまして、その支援措置のあるものを私ども県単独で支援しようと考えております。参加国が事前合宿に活用する既存のスポーツ施設や、参加国とホストタウンとが交流事業を行う場としての交流施設の改修とか、あと、周辺環境整備事業としまして、ホストタウンの地域全体における利便性や快適性の確保など、おもてなしの空間づくりといった観点から行うような、今委員おっしゃられました、道路、公園、河川等の改修、あるいは施設のバリアフリー化等のハードの事業を予定してございます。ソフトにつきましては、この資金は、地方債と同じ性格上、対象としていないところでございます。

早川委員 今答弁いただいた中に、国の措置だったと思うんですけども、一般的に、県が貸しつけるよりも国の措置を使ったほうがいいと思うんですけども、その国の措置ってどういうものですか。

長田市町村課長 事前合宿に活用いたします既存のスポーツ施設等につきましては、当該施設の改修を各競技、受け入れ競技をしていく場合の国際競技連盟の基準に適合させるための必要不可欠な改修としまして、例えば単独事業としてそれを実施しようという場合には、この振興資金よりも有利な地方債メニューといたしまして、地域活性化事業債がございまして、これは具体的には対象事業費の充当率を90%といたしまして、後年度、元利償還に対して交付税措置を30%カウントいたしましよという事で、実質的な借入金の負担を減らすという制度設計がされております。こういったものは今回、その事業に加えて活用するという事ではなくて、これは切り分けて、一定の、地活債と言われる地域活性化事業債の対象でないものを拾っていくという事で整理しております。

また、今、地域活性化事業債を例に挙げましたけれども、例えば一定の要件に合致する場合には、学校施設環境改善交付金等がございまして、より直接的な交付金としての性格が入って、そこにまた適した地方債を充当していくという手法も可能でございまして、それぞれホストタウンにおける施設の改修の程度あるいはその手法につきまして、個別に相談に応じながら助言等を行って対応してまいりたいと考えているところでございます。

早川委員 11ぐらいの市町村がホストタウンに登録になっていると思うんですけども、この5億円を大体予定するという事は、その11の中で、具体的にこの市町村がこんなことを要望しているとか、今現で内定とかあるんでしょうか。

長田市町村課長 登録済みの現時点でのホストタウン10件11市町村ということで承知しております。これらのうち、現時点で本資金の対象として想定されるホストタウンでは、例えば事前合宿に活用するスポーツ施設、それから、これと一体的に整備をしていこうというスポーツ施設等の整備を予定しております。また、隣接する武道館、弓道場、体育館、市民会館等交流の場まで広げて視野に入れた場合に、そういったところを予定してございます。具体的な市町村名では、11のうち、特に山梨市、甲州市などにおきましては、既にこういったものの活用を具体的に検討したいということで承知をしてございます。また、5億円の枠をいただいたということで、このうち、ホストタウンが本年度までに資金需要等あったところを見ますと、このほかに4億円余が貸しつけの実績等、おもてなしの空間等の事業をされているという実績がございまして、資金的にはこういった需要にも十分応えられるものになると考えておるところでございます。

早川委員 それに関連して、その下の地域振興資金は5億円になっているんですけども、去年お幾らだったんですか。

長田市町村課長 地域振興資金につきましては、昨年度まで百花繚乱まちづくり推進資金ということでございまして、10億円の枠を計上してございました。今般、オリ・パラ枠5億円、それから、地域振興枠5億円という形で総額を切り分ける中で、特にオリ・パラについて支援を明確に打ち出す中で資金を対応させていただこうというところで色分けをしております。

早川委員 ですから、新しいというよりも、切り分けたので、地域振興資金で、例えば甲府市とか富士吉田市とか韮崎市とかが学校の資金などで非常に多く使っていて実績があったと思うんですが、これは5億円で大丈夫ですか。

長田市町村課長 具体的な事業についての把握というところはまだ要望等は承知してございませんけれども、これまでの実績等踏まえますと、ホストタウンとして行っていく事業として、従来から整備していたものにつきましてもこれらと組み合わせ活用できるということが想定されておりまして、枠としましては、これらの所要額でお願いできればと考えております。不足という見込みは今のところなく、計上させていただいております。

早川委員 いろいろな、観光もそうですけれども、本会議でも言ったんですけども、オリンピックを一部の限られたものだけにするんじゃなくて、このホストタウンの事業も、ホストタウンが11なので、27市町村の残りの16市町村へいかに支援するかとかそっちのほうを期待しているのに、オリンピックのところばかりずるいじゃないかとならないように、どういうふう支援するのか知らないきゃ困るので、それを最後お伺いして終わります。

長田市町村課長 市町村が行う地域活性化の取り組みの支援というスタンスを私ども持ってございまして、従来の百花繚乱まちづくり推進資金を活用していた市町村もございまして、また、こちらにつきましては、今回改めさせていただいた地域振興資金の枠の活用を助言してまいります。また、リニア中央新幹線の沿線自治体につきましては、市町村振興資金のうち当該枠の資金が活用できるということもございまして、それぞれの団体の公共施設の整備計画等にも配慮をしながら、適切な活用について助言をしていきたいと考えております。

小越委員 確認なんですけれども、4番でリニアモーターカー関連事業資金1億円って、これは何に充てられるというか、どんなことを想定しているんですか。

長田市町村課長 こちらの関連事業資金につきましては、山梨の実験線を誘致する際に設けてきたものでございまして、従来の都留市等におきましての活用を想定したものでございます。

小越委員 都留市はどんなことを想定してるのですか。実験線のはもう大体終わっているんですけども、まだあるんでしょうか、こういう需要というものが。どんな需要があるんですか。

長田市町村課長 大変申しわけございません。訂正をさせていただきたいと思っております。今、都

留市等ということで都留を例にとってしまいましたが、予定といたしましては、上野原市の秋山地区におきます土地改良事業等の関係につきまして、こちらの資金の活用を検討したいというものでございます。訂正させていただきます。

小越委員　あくまでリニアモーターカー関連事業資金は、実験線の沿線自治体のどんなものに使ってもいいんですか。リニアに関する、リニアによって行われたものじゃなくて、上野原市の何にでも使ってもいいということですか。リニアモーターカー関連事業資金というのは、リニアが通ったことによっていろいろなものが、引っ越しとか騒音とかそういうものなのか、それとも、リニアモーターカー実験線が通っている自治体であれば、手を挙げて何に使ってもいいというものなんですか。

長田市町村課長　こちらの資金につきましては、平成24年度までに着手をいたしました上野原市秋山地区の中山間事業につきまして、事業が継続して続いておりまして、そちらの終了までこちらの資金を活用していくというものでございます。

小越委員　よくわからないですけども、リニアが通っていれば何でも使えるような話を感じて。この諸収入がありますよね、11億9,300万円、財源構成。この諸収入は、どこから何の諸収入なんですか。この財源はどこから来ているんですか。

長田市町村課長　こちらはこれまで貸しつけを行いました市町村からの償還金でございます。

小越委員　11億円貸付金の償還があつて、なおかつ、さっき言いました20億円を一般会計から繰り入れている。この一般会計から繰り入れたのがリニア沿線地域活性化支援事業に充てる。先ほど私言ったとおりですので、これは本当に必要なかと思しますので、ここについては私、反対します。

討論

小越委員　先ほど言ったとおり、ここの市町村振興資金特会、リニア沿線地域20億円の一般会計の繰り入れは不要だと思いますので、反対です。

採決　採決の結果、原案に賛成すべきものと決定した。

#### ※第28号　平成30年度山梨県県税証紙特別会計予算

討論　なし

採決　全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

#### ※第29号　平成30年度山梨県集中管理特別会計予算

討論　なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

**※第33号 平成30年度山梨県公債管理特別会計予算**

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

**※第1号 山梨県防災基本条例制定の件**

質疑

大柴委員 今説明いただいて、地域における防災力の向上を図るためには、自助・共助・公助が一体となった防災対策を総合的に推進していくということは防災基本条例で制定をするということだと思います。近年頻発しております災害を踏まえまして、全国の都道府県でもいろいろな条例を定めていると伺っているんですけども、まず全国の制定状況はどうなっているのかお聞かせください。

小澤防災危機管理課長 他県の条例の制定状況でございますけれども、平成7年の阪神淡路大震災以降、各都道府県におきまして、大規模災害発生時や自県の災害等を契機として防災条例等制定が行われております。現在28の都道府県で制定がされております。そのうち、本県と同様に災害全般を対象とした条例については19の道府県で制定しております。

大柴委員 わかりました。本県でも、南海トラフとか富士山や、活断層の地震とかいろいろ大きな災害が発生する懸念をいただいているわけですがけれども、防災減災対策を強力にしていく必要があると思います。他の都道府県でも、防災に関する条例を制定していると今言われたんですけども、私たちの県で特徴のある何かそういうものはあるんですか。

小澤防災危機管理課長 本県の条例につきましては、5つの大きな特色があると考えております。

まず1点目ですけれども、防災教育の重要性から、特に学校の設置者等を防災対策に取り組む主体として規定をして取り組み事項を明確にしているということでございます。

次に2点目として、地域における自助・共助を強力に推進するため、今回、地区防災計画の策定の支援を規定したところでございます。

3点目としまして、熊本地震の教訓を踏まえまして、避難所生活の円滑化のため、県民や事業者などの各主体の取り組んでいただきたい事項を規定させていただいたということでございます。

4点目といたしまして、先ほどちょっと御説明させていただきましたけれども、自助・共助・公助がそれぞれ効果的に必要な防災対策ができるようにということで、具体的な指針を定めたいということでございます。

5点目としまして、県民の意識の高揚を図るために、11月を防災月間とい

うことで定めさせていただきまして、先ほど御議論もいただいたシンポジウムなどをそういう月間に集中的に実施していきたいということでございます。

大柴委員 今5つ説明していただいたんですけれども、学校という環境の中で若者に対する防災教育の重要性というのは大変いいことだなと思います。私もそれに対しては素晴らしいことだなと思います。学校の中の設置者といいですか、その人たちにどのような防災教育をしてもらおうといいですか、期待をしているのか、ちょっと難しいと思うんですけれども、その辺をお聞かせ願えますか。

小澤防災危機管理課長 今回条例を検討するに当たりまして検討会議等を設置させていただいたわけですが、その中の議論でいきますと、防災教育につきましては、やはり10年後20年後の山梨の防災の姿を見すえて考える必要があるということで、特に将来の山梨を担う児童生徒に対する防災教育の重要性がこの検討会議の中でも指摘をされたところでございます。こうしたことから、本県における防災教育では、やはり本県の自然災害等について深く理解をし、高い防災教育のもと、みずから防災対策に取り組むとともに、災害発生時には、みずから迅速かつ的確な防災行動がとれ、加えて、地域防災の担い手になっていただけるような人材が育成されることを期待しているところでございます。教育委員会と十分に連携しながら防災教育の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

大柴委員 本当に、若者に教育をして、そして、10年後20年後しっかりとこの人たちにやっていただけるというのが一番理想だなと思います。  
もう1つ、この自助・共助・公助の中で、これを効果的に行うためにさっき言っていた指針を定めるとありましたけれども、指針にはどのような内容が盛り込まれるのか伺いたいと思います。

小澤防災危機管理課長 指針につきましては、条例で規定をします各主体の取り組むべき基本的な事項に基づきまして、県民や事業者、自主防災組織等の各主体が具体的に取るべき行動をわかりやすく示していきたいと考えております。また、自助・共助を支える公助が果たす具体的な役割等についても指針に盛り込みまして、三者一体となって防災対策を推進していくイメージが明らかになるような項目を指針に盛り込んでいきたいと考えております。

大柴委員 最後に、条例を制定して効果というのはどのぐらい見込めるのか、その辺のところを教えてもらいたいと思います。

小澤防災危機管理課長 条例の中で各主体の役割とか取り組むべき事項、基本的な事項を明らかにすることによりまして、社会全体で防災対策に継続的に取り組む機運の醸成が図られ、災害による被害の軽減につながるような効果があると考えております。

また、先ほどお話もありましたとおり、ほかの都道府県でも条例を制定しているということがございます。そういったところに伺ったところ、自主防災組織の加入率の向上や、防災訓練の参加率の向上、または避難場所や避難経路を確認したという割合の向上、こういったものが効果があったという報告を受けているところでございます。本県においても他県以上の効果が上がるよう、条例の趣旨の普及啓発を実施いたしまして、条例に基づいた防災活動が行われるよう積極的に市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

大柴委員            しっかりお願いします。

討論                なし

採決                全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第2号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件**

討論                なし

採決                全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第4号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等改正の件**

質疑

小越委員            この条例は、全国的にやっていて県もやるのか、それとも、山梨県独自の条例改正なんですか。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱）    先ほど御説明申し上げましたこの3つの改正があるわけですが、最初の勤務時間のところ、新たに子育て時間をつくるというものにつきましては、これは小学校1年生の壁ということで、今私どもで把握しているのは6県で小学校3年生までは制度を導入しているというところがございます。しかし、今回私どもの県は小学校6年生まで対象を拡大するというところで、全国でも本当に一番進んだ制度を導入するかと考えております。

小越委員            この上の条例の改正の背景にもあるんですけども、そのように山梨県が全国でここはトップと言ってもいいかもしれませんが、するに至ったのはなぜですか。そのような要望が強かったのか。特に女性、働いている職員の中からも、若い職員からも、これでは仕事が続けられないという、そういう要望があったのか。職員の中のそういう背景というのはどのような状況なんですか。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱）    職員が安心して働き続けることができるようにということで、今回人事委員会からもそのような趣旨で提言がございました。それから、職員組合との交渉等の中、さらに、今現在、若手職員が、ワーク・ライフ・バランスに関するプロジェクトチームをつくって、職員アンケートを行ったところ、小学校1年生の壁はあるということで、こういう制度を導入すれば、より働きやすくなるという声がございました。他県ですと小学校3年生というところがございますけれども、私どもは小学校6年生まで拡充したということがございます。

小越委員　　これはどのように取得できるのでしょうか。きょうとかあしたというふうにするのか、それとも年単位でやるのか、申請をしたらすぐできるのか、何人ぐらいを想定されているのでしょうか。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱）　この子育て時間というのは、既に導入済の育児部分休業、要するに、小学校に入るまでの子を対象にした制度を念頭に置いて、それを拡充する形になるわけですが、これにつきましても、勤務態勢とか職場内での協力態勢をとるために、できる限り取得日より早目に申請していただきたいなどは思っておりますけれども、本当に急なことがあれば、前の日に言うだけでいただければ取得できる形になっております。

小越委員　　何人ぐらいですか。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱）　現在、育児部分休業を取得している職員が、知事部局で22名おります。部分休業は小学校に上がるまでですので、この子たちが小学校1年生に上がってくれば、この職員がまた取得するということもあるかなとは思っております。

小越委員　　本当に働きやすい職場にするためにはいい制度だと思います。学童保育がありますけれども、そこに迎えに行くまでにはかなり時間もかかりまして、6時、7時、延長するとお金もかかりますし、甲府市内だったらいいですが、遠いところまで迎えに行くのは大変ですので、こういう制度があるといいなと思います。

　　次の職員の育児休業に関する条例のことなんですけれども、今、育児休業を延長されている方、本当は1歳なんだけど1歳半まで延長されている方、どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱）　これは非常勤嘱託職員の場合の制度でございますけれども、現在いらっしゃいません。

小越委員　　それと、その後ですけれども、子供が保育所に入れない場合とあるんですけれども、このように保育所に入れない場合と書いてあるということは、こういうことを想定されているのでしょうか。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱）　これは国が雇用保険法の改正の中で制度化したものでございます。国の制度で改正がされましたので、私どものほうでも、本県の条例を改正するものでございます。現在、福祉保健部にも確認しているところでございますが、そのような状況に至っている方はいないと把握しております。

小越委員　　それは県の職員の中でいないということですか。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱）　はい。

討論　　なし



採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※第5号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑

小越委員 二級建築士または木造建築士というのは、具体的に例えば高校を卒業の方々とか、どのような方が対象になるのでしょうか。

泉財政課長 学歴的な要件のところは、これは県土整備部のほうでこの事務について所管しておりますので、もしよろしければ、そちらに確認をさせていただいた後、お答えをさせていただければと考えております。

小越委員 たしか高卒で実務経験があるということが条件だと聞いております。となりますと、この方々が、ここだけ上がるんですよね、この二級建築士または木造建築士。なぜここだけ上がるんですか。ほかのところは下がっているんですけども。

泉財政課長 先ほど申し上げましたように、大前提といたしまして、国の標準令がこの根拠になっているというものでございます。今回の補足資料にございますが、上から1つ目の、今御指摘いただいておりますのが、この木造建築士、それから、二級建築士の試験手数料ということになるわけでございます。こちらにつきましては、事務の内容を踏まえまして、一件一件の審査を行うに当たってのかかる時間とか、全体にかかる時間、そういったものを踏まえて、その試験を採点する方の報酬の内容を反映していくという形になっているのがこの枠です。ですから、何か事務がこれまで以上に追加的に発生するというのではなくて、これまで要している、実際の事務に今かかっている時間や単価を踏まえて、この額の設定を国のほうが行ったというものでございます。

小越委員 今までと変わらないんだったら、上がる必要はないと思うんですよね。

泉財政課長 これは国の地方分権の考え方のもとで、3年に1度、やはり状況に応じた物価とか人件費というものを適切に反映していく必要があると。手数料はもちろん県の行う行政サービスではあるのですが、特定の方にこのサービスが享受されるというものでございますが、適切な手数料について定めていく必要があるというものでございます。これを国でしっかりと審議をした上でこのような手数料を定めているというものでございますので、今回本県におきましてもそのような反映をしていきたいと考えてございます。

小越委員 受験者が減っているそうなんですよね。費用対効果のことを考えると、値上げせざるを得ないというふうに県土整備部のほうから聞いております。このところは値上げされることがありますので、私、このところは反対いたします。

討論

小越委員 値上げがありますので反対です。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※第6号 山梨県消防法関係手数料条例等中改正の件

質疑

小越委員 この危険物取扱者というのは、具体的にどのような仕事をされている方でしょうか。

内藤消防保安課長 危険物取扱者につきましては、一定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う化学工場や、ガソリンスタンド、石油貯蔵タンク、タンクローリーといった施設には危険物取扱者を置かなければなりません。このような危険物取扱者以外の者については、危険物を取り扱ってはならないということになっております。

小越委員 ガソリンスタンドは山梨県内にたくさんあります。そこに必ずその人を置かねばならないということであり、手数料が値上げになってしまうことは、私たちの市民生活にもかかわりますし、値上げということですので、ここは反対いたします。

討論

小越委員 先ほどのとおり、値上げということですので、反対です。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※第38号 包括外部監査契約締結の件

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※所管事項

質疑

(甲府市の中核市移行について)

小越委員 甲府市の中核市移行に伴って1点お伺いします。甲府市が中核市移行に伴いまして、とりわけ保健所が移るんですけども、甲府市の中核市移行にともなって県の負担は、財政負担はいくらか減るのでしょうか。

長田市町村課長 県から甲府市に事務が移るということですので、県に対して事務処理に伴う交付税で措置されている分の減少が想定されると考えております。

小越委員 だから、財政的に県は、楽になるのか、それとも、プラスになるのか、マイナスになるのか、それは幾らぐらいなのかと聞いているんです。

長田市町村課長 財政的なメリット、デメリット等ということかと思われまして、この件に関しましては、事務が甲府市のほうに移るということ、それに伴いまして県でこれまで算定されている部分のお金は減るわけでございますが、新たにまた県でこれまで事務処理をしていたことに伴ってかかっていた経費という部分は浮くということでございます。最終的には、甲府市からの手続に基づきまして、31年4月を目指して取り組まれていくということで承知をしてございますが、そちらの経費的な部分につきましても精査をして対応していくという必要があると考えております。

小越委員 財政的に県は得か損かっておかしいですけれども、中核市に伴って、山梨県の財政的な負担が減るのかふえるのか、それが知りたいんです。中核市に伴って、県からすると何かメリットというのはあるんでしょうか。それから、デメリットはどんなことがあるんでしょうか。

長田市町村課長 中核市に係るメリット、デメリットについて直ちにこれという形で今お答えできるような形はございませんけれども、やはり今、甲府市において検討しておりますのは、今は特例市でございますけれども、特例市から中核市へステップアップをして、さらに市民の方に高い行政サービスを提供していきたいということ踏まえてやっていきたいということで取り組んでいるものでございます。したがって、こちらにつきましても、県といたしましても、甲府市がそういった形で提供できるように、私どもの行政もそれに合わせてまた設計をしていくということになると承知してございます。

小越委員 例えば児童相談所、児相はつくらないと聞いているんですけれども、保健所を持つということに伴って、甲府は保健所がありますけれども、県にすれば、中北保健所はまだ残るわけですよ。そうなりますと、2つ持つ、2つあるということになりまして、全部が甲府に、中北事務所に行くわけじゃないので、県からすると、甲府市に移っても財政がそんなに楽になるわけじゃないと私は思うんです。甲府市にとってみても、新たにお金を費やして人を雇わなきゃならないので大変になると思うんです。市民の負担が楽になるというのがありましたけれども、例えば身体障害者の手帳の交付を、今までの県ではなく今度は中核市の甲府でできると言ったんですけれども、事務処理が短縮されると思うんですけれども、甲府市が中核市に移ることによって、例えば身体障害者の手帳はどのぐらい早くなるかと考えですか。

長田市町村課長 甲府市の窓口で受け付けをして、県にそれを進達するという手続、決裁を経て、そして、そちらを県で受理をいたしまして、また手続を返していくというところが、甲府市の窓口で一元的にできるということでございます。こちらにつきましても標準的にどの程度かかっているかというのは現在把握してございませんけれども、県へ送るための申請者の方から受けた期間、そして、それを行政内部で決裁をして送って、そして、受理して確認して、決裁をして送り返すという部分は基本的には短くなるものではないかと想定しております。

小越委員

具体的にどのぐらい時間的などかお金のところが出てこないんですよね。何となく中核市になるからいいよというだけで、どんなメリットがあるのか、どんなプラスになるのか出されていないし、実は甲府市議会で聞いたところによりますと、中核市に伴って甲府市の出す分と入ってくる分、64万円しかプラスがないそうです。地方交付税がこれから減らされていく中で64万円しかプラスがないということになりますと、甲府市がそれ以上もつかどうかということが心配です。県にとってみても、この中核市移行が本当に市民にとって、県民にとってプラスになるのかどうかよく考えて、しっかり甲府市には実態どうなるのか指導していただきたいと思います。

長田市町村課長 今委員から御指摘のありました点も踏まえまして、またこういった手続が市から正式に来るに当たっては、そういったことも踏まえて、私ども適切に助言をしたりして対応してまいりたいと考えております。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・本委員会が2月1日に実施した継続審査案件に係る県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 遠藤 浩